

吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定委員会（第１回）
議事要旨

【会議名】

吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定委員会（第１回）

【開催日時】

令和７年６月２４日（火）午後４時から午後５時まで

【開催場所】

吹田市総合防災センター７階 土木部会議室１

【次第】

- １ 開会
- ２ 議事
 - （１）委員長及び副委員長の選出
 - （２）募集要項案に係る審議
 - （３）審議の総括・答申
 - （４）その他
- ３ 閉会

【配布資料】

委員名簿、諮問書、委嘱状

資料１ 吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定の概要

資料２ 募集要項等改正のポイント

資料３ 吹田市花とみどりの情報センター 指定管理者募集要項（案）

- ・別紙１ 吹田市花とみどりの情報センター 管理運営業務基準（案）
- ・別紙２ 吹田市花とみどりの情報センター 事務処理基準（案）

資料４ 吹田市花とみどりの情報センター 指定管理者候補者選定指針（案）

- ・別紙１ 選定基準、評価項目及び配点
- ・別紙２ 評価点数表
- ・別紙３ 書類審査集計表
- ・別紙４ 最終評価点集計表

参考資料１ 吹田市指定管理者制度ガイドライン

参考資料２ 吹田市花とみどりの情報センター条例

参考資料３ 吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則

参考資料 4 吹田市花とみどりの情報センター業務実績値

参考資料 5 吹田市花とみどりの情報センター備品一覧表

【出席委員】 ※順不同、敬称略

委員長：川口将武（大阪産業大学 建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科
教授）

副委員長：大藪崇司（兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授）

委員：田中晃代（近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 環境・まちづくり系専攻教授）

委員：樋上啓子（兵庫県立大学 緑環境景観マネジメント研究科 講師）

【欠席委員】

委員：木下敦史（木下税理士事務所 税理士）

【会議の公開・非公開】

非公開（吹田市情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に該当するため）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定委員会」を開催いたします。

皆様方には選定委員会の委員をお引き受けいただき、またお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

本選定委員会の事務局を担当しております、吹田市土木部公園みどり室です。よろしくお願いいたします。

本日は、第 1 回会議のため、委員長及び副委員長が選任されておりません。したがって、委員長及び副委員長が選任されるまで、事務局が会議の進行を務めさせていただきます。

本市の花とみどりの情報センターですが、現在の指定管理期間が来年の 3 月末で終了することに伴い、来年度以降の次期指定管理者を選定することとしており、本選定委員会を開催することとなりました。

委嘱状と、市長からの諮問書の写しにつきまして、こちらへご出席の委員のお手元に、また、オンラインでご出席の委員には事前に配付いたしております。

諮問事項は、「吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者及び次点者の選定」

となっております。

ご確認いただき、答申までの間、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。
それではご審議の前に、本選定委員会の事務局であります、吹田市土木部長からごあいさつをさせていただきます。

【土木部長あいさつ】

事務局

続きまして本日ご出席いただきました委員の皆様を委員名簿の順に紹介します。

また、1名の委員におかれましては、本日都合がつかないため、ご欠席になります。

【事務局より各委員の紹介】

事務局

以上、5名で本選定委員会を構成し、本日はこのうち4名のご出席となります。

「吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則」第24条の規定により、委員の半数以上が出席していることから委員会を開催させていただきます。

続きまして、事務局の担当職員を紹介します。

【事務局より事務局の担当職員の紹介】

2 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出

事務局

それでは、議事(1)「委員長及び副委員長の選出」を進めさせていただきます。

【委員長、副委員長を選任】

委員長：川口委員

副委員長：大藪委員に決定。

事務局

これより会議の進行を、委員長にお願いいたします。

(2) 募集要項案に係る審議

委員長

議事(2)「募集要項案」についての審議を始めます。事務局から説明をお願いします。

【事務局より募集要項案について説明】

委員長

ただ今の説明に関しまして、何かご質問などありますか。

委員

資料2の募集要項等改正ポイントについて、(1)みどりのまちづくりプロジェクトの推進のひとつである(イ)公園樹木・街路樹の良好な維持管理のための市民協働の推進の中に、生物多様性分野に着目した観点を加えるといった記載がありますが、これはみどりの

の専門的な知識の活用に加え、生物多様性の知識も求めるといった認識でよろしいですか。

事務局

ご認識の通りでございます。基本的にはみどりに対する取り組みを主としていただき、その取り組みに加える形で、生物多様性の分野の取り組みも行っていただくこととしています。

委員

わかりました。もう一つ質問がありまして、同じく資料2の(2)花とみどりに係る活動の支援について、指定管理者による自由度の高い取り組みを促すため、依頼を基に実施する「公民館等での花とみどりに関する出張講習会」と自発的に実施する「花とみどりに関する出張講習会（年4回）」を統合しと記載がありますが、ここについて詳しく説明をお願いします。

事務局

現在の指定管理業務の中では、自発的に実施する出張講習会と公民館等から依頼があつて実施する出張講習会の2種類があり、限られた予算や人員の中で、行き先のひとつを公民館等と限定していたことで、出張講習会の行き先の幅が狭まっているのではと考え、今回記載しています。回数については、行き先の自由度が広がるが、頻度や質を落とすことが無いように6回としています。

委員

わかりました、ありがとうございました。

委員

先ほどの質問と被るのですが、参考資料4の業務実績値がありますが、自発的に実施する出張講習会と、公民館等から依頼があつて実施する出張講習会の回数は、どこに記載されていますか。

事務局

(2)花とみどりに係る活動の支援の、講習会及び展示会の欄に、自発的に行う出張講習会が「出張講習会」として、公民館等から依頼があつて実施する出張講習会が「公民館等での出張講習会（依頼があつていくもの）」として、記載しています。

委員

わかりました。次年度からの業務では、ここの2つの出張講習会が統合され、指定管理者がより自由に出張講習会を行うことができるということですね。

事務局

そうです。

委員

資料2の募集要項等の改正ポイントについて、(1)みどりのまちづくりプロジェクトの推進の、ウ)地域での花とみどりのまちづくり活動の活性化の下段に、情報センターの

前面道路での大阪府アダプト・プログラムによる清掃活動の取組みを継続させるため、公募資料に記載することとしたとありますが、ここについて説明をお願いします。

事務局

情報センター前の府道が人の往来が多く、きれいに保つという目的も含め、現在大阪府と協定を結んで清掃活動を行っていますが、指定管理業務の中には記載がなかったため、この取組みを継続させていただく目的で記載しています。

委員

わかりました。

委員

資料3別紙1 管理運営業務基準のp 4に、花とみどりに関する相談業務（館内において週2回以上）と記載がありますが、これは対面で行っているのですか。対面以外での電話やメールでの相談も行っているのでしょうか。

事務局

相談業務は対面で行っており、対面以外の電話やメールでの相談も行っています。

委員

管理運営業務基準の中に、電話やメールでの相談業務についても記載はありますか。

事務局

記載していないため、追記させていただきます。

委員

参考資料4 業務実績値の（2）花とみどりに係る活動支援の緑化活動の支援件数について、令和5年度は22件に対し、令和6年度は7件と大幅に減少していますが、何か要因があったのでしょうか。

事務局

調べて後ほど回答させていただきます。

委員

参考資料4 業務実績値の（2）その他事業の市民講習会の参加人数について、令和5年度は1,028人に対し、令和6年度は5,446人と大幅に増加していますが、こちらについても何か要因があったのでしょうか。

事務局

令和6年度は千里 NT プラザの2階でも情報センターの展示会を行っており、そこに来場された方も人数に含んでいるため、人数が令和5年度に比べ多くなっています。

委員

わかりました、より人通りが多いところで行ったということですね。

事務局

そうです。

委員長

その他に何かご質問などありますか。

無いようでしたら、ただいま意見いただいた中だと、資料3別紙1 管理運営業務の相談業務の内容に、電話やメール相談を含む旨を追記していただき、その他の点は特に問題ないと思います。

それでは、募集要項（案）について、いったんここで審議を終了します。事務局は、各委員からの意見を踏まえて最終案を作成してください。

事務局

わかりました。

事務局

では次の議題に移ります。

（３）選定指針案に係る審議

委員長

議事（３）「選定指針案」についての審議を始めます。事務局から説明をお願いします。

【事務局より資料4 選定指針（案）の説明】

委員長

ただ今の説明に関しまして、何かご質問などありますか。

委員

委員会で評価点をつける回数は3回ということによろしいですか。

事務局

ご認識の通りです。応募者から提出いただいた書類審査にて1回目の評価点をつけていただき、その後応募者によるプレゼンテーションを受け、2回目の評価点をつけていただきます。最後に委員会で討論の後、3回目の評価点をつけていただく流れとなっています。

委員

資料4の4 審査（２）書類審査の選定基準における得点の考え方について、配点の表記が割と％で統一されていないため、統一していただけますでしょうか。

事務局

修正させていただきます。

委員

資料4 p 6 では、前回の委員会での応募者の評価点を見ることができますが、大体評価がBとなっていますね。

委員

同じく資料4 p 6 について、各委員の評価点についてですが、有効数字が統一されていない箇所があるため、こちらについても修正をお願いします。

事務局

わかりました、修正させていただきます。

委員長

その他に何かご質問などありますか。

無いようでしたら、事務局は先ほど意見がありました資料４ p ２の選定基準における得点の考え方の配点表記の統一と、資料４ p ６の過去の評価点の有効数字を統一するようにお願いします。

事務局

わかりました。

委員長

それでは、選定指針（案）についての審議を終了します。

最終案の作成手順について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日いただいたご意見を踏まえ、資料を修正し、お答えできていないご質問について、後日お伝えした上で、事務局にて募集要項と選定指針の最終案を作成し、電子メールにて、各委員の皆様にご確認いただいた後、委員長にご確認をいただき、市として決定したいと思います。一部回答できていない質問につきましても、最終案と同時に送付させていただきます。

委員長

事務局が説明した手順で、よろしいでしょうか。

各委員

異議ありません。

委員長

では事務局に進行をお願いします。

事務局

本日は、ご審議ありがとうございました。

今後の予定としまして、募集要項の公表は、公募開始の日である７月２８日といたします。その後、９月５日まで事業者を募集し、次回お集まりいただく９月２６日の第２回選定委員会において、事業者の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、指定管理者候補者及び次点者の選定をお願いしたいと存じます。

なお、本日お配りした資料につきましては、公表前の内部資料となりますので、回収させていただきます。同じものを後日メールで送らせていただきますので、内容を確認される場合は、お取扱いにご注意いただきますようお願いいたします。

以上です。

委員長

委員会はこれで終了します。ありがとうございました。